

## 島根県芸術文化センター

## いわみ芸術劇場利用料金減免申請書

申込日 令和 年 月 日 / 許可日 ※令和 年 月 日

公益財団法人しまね文化振興財団理事長様

下記のとおり利用料の減免を受けたいので申請します。

※申請番号 第 号

申込者 (主催者)	申込者名 (領収書 宛名)	(団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)
	住 所	〒

※○をつけて下さい。	1	教育委員会、児童福祉法第39条第1項に定める保育所(以下、「保育所」という。)又は学校教育法第1条に定める学校(以下、「学校」という。)が主催して、保育所及び幼稚園の園児、小学校の児童及び中学校の生徒のために教育的、文化的な催し物を行うとき。【保育所・幼稚園・小学校・中学校対象:5割減免】
	2	教育委員会又は学校が主催して、生徒(ただし、中学生を除く。)及び学生のために教育的・文化的な催し物を行うとき。【高校・大学等対象:2割減免】
	3	公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業【3割減免】
	4	島根県文化団体連合会及びその加盟団体、並びに各市町村の文化協会加盟団体、または芸術文化鑑賞を目的とする団体(鑑賞団体)が行う芸術文化事業。【2割減免】
	5	月2回以上定期的にスタジオ2を利用する場合で、理事長が教養講座として認めるもの。【2割減免】
	6	月2回以上定期的にスタジオ1を文化団体が利用する場合で、理事長が認めるもの。【5割減免】
	7	公共的団体のうち、障がい者団体・福祉団体等が主催して行う大会等で理事長が認めるもの【2割減免】
	8	月に2回以上利用する個人または団体の内、主催者及び利用者の半数以上が29歳以下で構成される文化的な催し物で、スタジオ1・2又は多目的ギャラリーを利用するもの【2割減免/要詳細資料】
	9	その他、理事長が特に認めるもの ( )

備考	1号、2号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、乳幼児、児童、生徒及び学生等のために教育的、文化的な催し物を行うときも同様とする。	
	1号、2号において、鑑賞を目的として園児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は、「入場料1,000円以下」の使用料とする。	
	4号における島根県文化団体連合会及びその加盟団体、並びに各市町村の文化協会加盟団体については、主として当該団体が出演又は出品する場合とする。	

減免期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
------	----------	---	----------